

栃木県労働基準協会連合会

令和元年9月1日

第44号

発行 (一社)栃木県労働基準協会連合会
〒321-0933 栃木県宇都宮市築港町1958-1 栃木県建設産業会館4階
TEL:028-678-2771 FAX:028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp
http://www.tochikiren.or.jp

発行人 藤田英二

印刷 鈴木印刷株式会社

栃木労働局からのお知らせ① (健康安全課)

令和元年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第70回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、労働安全衛生法に基づく一般健康診断における有所見率は5割を超え、年々増加を続けている。

また、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっており、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移しており、そのうち死亡又は自殺(未遂を含む。)の件数は200件前後で推移していたが、平成30年度は158件となっている。

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている(「平成29年労働安全衛生調査(実態調査)」)。

このような状況の中、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は58.4%にとどまっており、ストレスチェック制度の運用についても、集団分析結果を職場環境の改善に活用している事業場の割合は51.7%にとどまっている。また、労働者の約3割が、職場において仕事上の不安、悩み又はストレスを相談できる相手がいなく感じている(「平成29年労働安全衛生調査(実態調査)」一部特別集計)。

労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想される。一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならない、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

化学物質に起因する労働災害は、年間450件程度で推移しており、危険物によるものが約4割、有害物によるものが約6割となっている。また、法定の化学物質を取り扱う事業場におけるリスクアセスメントの実施率は52.8%、ラベル表示及びSDS交付の実施率はそれぞれ77.3%、69.1%にとどまっている(「平成29年労働安全衛生調査(実態調査)」)。

また、化学物質によるがん等の遅発性疾病に関しては、オルト・トルイジンやMOCAの取扱事業場における膀胱がんの集団発生事案など従前は把握されていなかった重篤な健康障害が発生している。

さらに、過去の石綿ばく露により石綿関連疾患を発症したとして労災支給決定された件数は、近年、1,000件前後で推移しており、そのうち特に建設業では500件を超えている。また、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見されている。

安衛法の一部改正により、平成27年6月から職場における受動喫煙対策が努力義務とされた。また、平成30年7月に望まない受動喫煙を防止するための改正健康増進法が成立した(2020年4月完全施行予定)。このような状況の中、職場において受動喫煙を受けていると回答した労働者の割合は37.3%となっている(「平成29年労働安全衛生調査(実態調査)」)。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

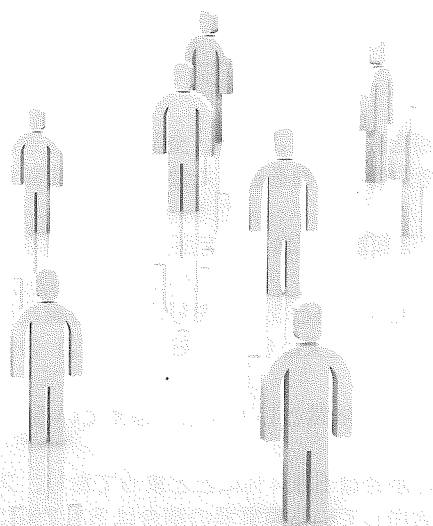
2 スローガン

健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。



過労死をゼロにし、 健康で充実して働き続ける ことのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時 2019年11月20日(水)
14:45~17:00 (受付14:00~)

会場 白鷗大学 白鷗国際ホール (東館1階)
(栃木県小山市駅東通り2-2-2)

[定員] 200名

参加無料

途中参加可能

栃木会場

過労死等防止対策 推進シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

主催：厚生労働省

後援(予定)：栃木県、小山市、栃木県弁護士会、白鷗大学法政策研究所

協力(予定)：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
栃木県経営者協会、連合栃木、栃木県社会保険労務士会、栃木産業保健総合支援センター

労働者が300人以下の事業主の皆様へ

一般事業主行動計画の策定・届出、自社の女性に関する情報公表の義務の対象が、
常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

（行動計画記載例）

女性活躍推進法において、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析 ②課題解決のための数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・社内周知・公表 ③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出 ④女性の活躍に関する情報の公表が、現在常時雇用する労働者301人以上の企業は義務、300人以下の企業は努力義務とされていますが、改正により義務の範囲が101人以上に拡大されます。

施行時期は今後定められますが、優秀な人材の確保・定着のためにも、義務であると努力義務であるとは関わらず、積極的に取り組みください。▽女性の活躍推進企業データベース（厚生労働省ト）をご活用ください！

行動計画や女性の活躍情報をデータベースで公表することにより、就活生や消費者、投資家にアピールできます。

▽両立支援助成金（女性活躍加速化コース）を利用できます！

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した場合に支給されます。

▽厚生労働大臣の認定制度があります！

女性活躍推進の取組が優良な企業を申請により厚生労働大臣が認定しています。認定企業は認定マークを付与され、求人や商品などに表示し、自社のアピールにお使いいただけます。

お問い合わせは 栃木労働局雇用環境・均等室（TEL 028-633-2795）まで

株式会社A 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性支援者を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年9月1日～令和4年3月31日
2. 当社の課題

- (1) 技術職に女性の応募が少ない。
- (2) 女性の大半が事務職で経歴短期配置され、配置先が偏っている。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：技術職の女性採用者数を取組前より2人以上増加させ、技術職の採用者の女性比率を30%以上にする。

<取組内容>

- ・令和元年9月～
技術職の女性を増やすため、学生向けパンフレットを作成する。
- ・令和元年11月～
女子学生を対象とした現場見学会の内容を検討し、毎年開催する。
- ・令和2年3月～
理系大学・高専での学生向け説明会の内容を検討し、実施する。

目標2：これまで女性がなかった現場事務所3カ所に、技術系の女性を各1人以上配置する。

<取組内容>

- ・令和元年9月～
現場長ヒアリングにより、女性を配属する上での課題を把握。
- ・令和2年1月～
配属予定者の選定と、研修カリキュラム検討。
- ・令和2年4月～
安全具の購入、現場研修を兼ねての仮配置。定期的にフォロー等を行う。
- ・令和2年10月～
本配置、定期的にフォロー・上司含めたヒアリング実施。

えるぼしマーク



今こそ、中小企業も働き方改革！

事業主の皆様ご準備はお済ですか？

1	有給休暇の時季指定 (毎年5日) 施行：2019年4月1日	2	時間外労働の上限 (月45時間/年360時間) 施行：2019年4月1日 中小企業は、2020年4月1日	3	同一労働同一賃金 (正規と非正規の不合理な待遇差の禁止) 施行：2020年4月1日 中小企業は、2021年4月1日
----------	-------------------------------------	----------	---	----------	--

働き方改革の内容を知りたいと思ったら、
まずはお電話を！



0800-800-8100

栃木働き方改革推進支援センター（厚生労働省栃木労働局委託事業）

〒320-0075 宇都宮市宝木本町 1140-200(TMC内1F)【開庁時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

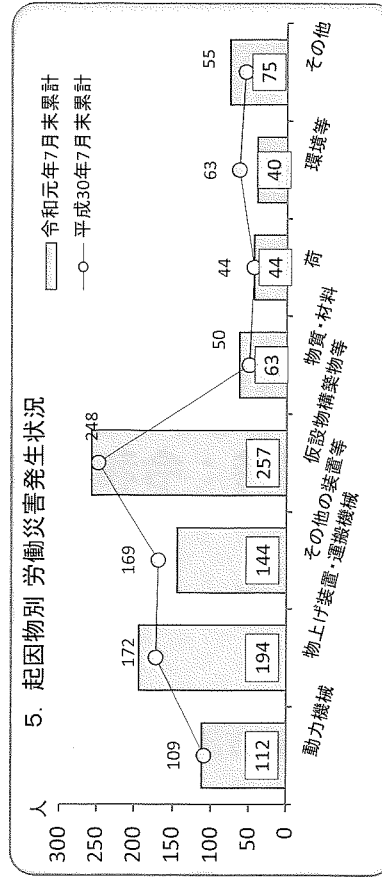
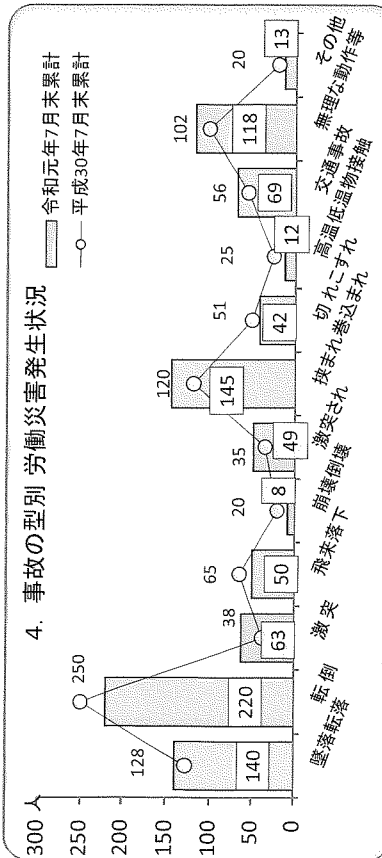
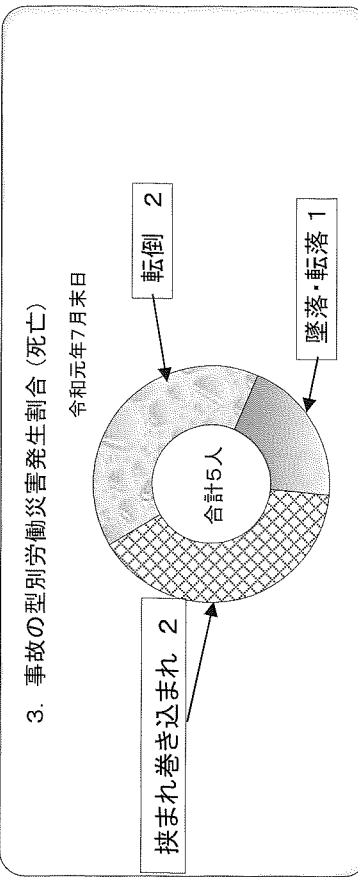
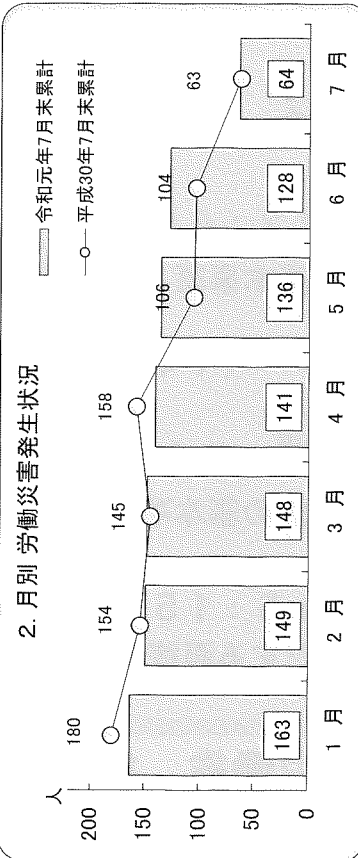
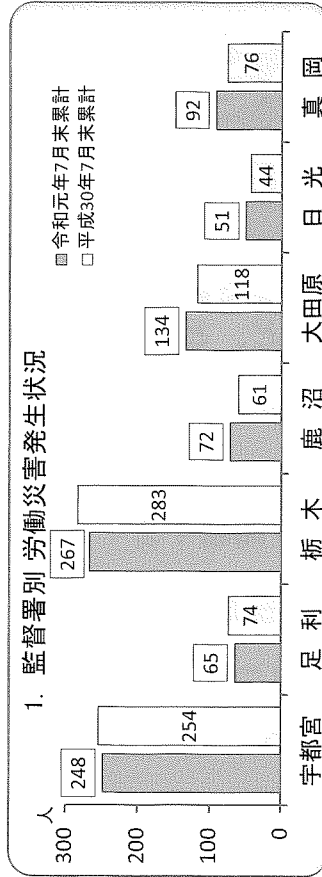
E-mail : support@tochigi-hatarakikata.com HP : http://www.tochigi-hatarakikata.com



労働災害発生状況 (令和元年7月末現在)

(令和元年7月末現在)

区分	平成30年		平成31・令和元年		増減数	増減率(%)
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全業	910	8	929	5	+19	+2.1
製造業	270		262	2	-8	-3.0
建設業	91		101	2	+10	+11.0
道路貨物運送業	117	3	110		-7	-6.0
陸上貨物取扱業	8		2		-6	-75.0
林業	394	4	414		+20	+5.1
第三次産業						



無料



初歩からの働き方改革セミナー

～ 労働基準法等の初歩レベルの内容と働き方改革関連法に関する講座です ～

労働法について、なんとなく知ってるけどしっかり勉強したいという方、新たに労務管理担当になったので基本から勉強したいという方など、どなたでも参加可能です。この機会に勉強してみませんか。

日時：令和元年10月3日（木）

13:30 ～ 16:00（開場12:30）

会場：清原工業団地総合管理協会 大会議室

宇都宮市清原工業団地15-1

申込方法：本チラシ裏面の申込用紙を栃木労働局へ
ファックス又は郵送

受講料：無料

定員：120名（先着順）

次第

はじめに

働き方改革とは 13:30～13:45

その1

労働時間編 13:45～14:30

労働時間制度の基本事項と時間外労働の上限規制について

～ 休憩 ～（14:30～14:45）

その2

年次有給休暇編 14:45～15:15

年次有給休暇制度の基本事項と時季指定義務について

その3

健康確保編 15:15～16:00

長時間労働者に対する面接指導等について

主催：厚生労働省 栃木労働局

お問合せ：栃木労働局総務部総務課 028(634)9111

お申込み

本票に所定の事項をご記入いただき、ファックス又は郵送でお送りください。

～記入欄～

企業名		
電話番号 (定員超過によりご参加いただけない場合のご連絡用です)		
参加される方のお名前		

～送付先～

① ファックス 028 (632) 1999

② 郵送 〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4
栃木労働局総務部総務課 宛

- ※ お申込みは先着順です。定員に達し次第、締め切らせていただきます。
- ※ 定員超過によりご参加いただけない場合には、本票にご記入いただいたご連絡先にご連絡させていただき、その旨お知らせいたします。
- ※ 当日は本票をご持参ください。

【本件に関するお問合せ】

栃木労働局総務部総務課
電話 028 (634) 9111

厚生労働省栃木労働局HPもご覧ください。
<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/home.html>



とちぎ労基連トピックス①

栃木県衛生管理者協議会の総会・研修会が開催されました。

令和元年 7 月 8 日（月）、栃木県建設産業会館において、栃木県衛生管理者協議会の令和元年度定期総会及び研修会が開催されました。

総会には 60 社が出席（委任状を含む）して、大平会長のあいさつに続き会長を議長として議事に移り、提案した議案がすべて承認されるとともに、2 年目の役員の補選として異動などで後任となった方々の承認も行われました。

議事終了後、来賓の栃木労働局労働基準部健康安全課井口課長が祝辞を述べられました。

総会終了後に研修会に移り、「衛生管理者の基本的役割」と題して、東京都衛生管理者協議会幹事の小沼博子様から特別講演をいただきました。

約 40 名の出席者は各職場の衛生管理を担っている方々ばかりであり、終始熱心に聴講されていました。

事務局では、今後も研修会の実施に当たって時宜を得た内容を企画して実施していきたいと考えておりますのでご支援のほどよろしく願いいたします。

とちぎ労基連トピックス②

中小企業無災害記録が達成されました

★★中災防・中小企業無災害記録証授与制度★★

令和元年 5 月以降、下記の事業場が無災害記録の認定を受けて、中小企業無災害記録証（表彰状）と副賞（表彰盾）が授与されました。

無災害記録の達成おめでとうございます。達成した事業場にはこれからも無災害の継続に向けて、更に安全管理活動の活発な取り組みをお願いいたします。

なお、この制度についての詳細は（一社）栃木県労働基準協会連合会（028 - 678 - 2771）にお問い合わせください。

住 所	事 業 場 名	種 別	期 間	労働者数
宇都宮市	(株)UACJ カラーアルミ	第一種 (努力賞)	平成 28 年 12 月 4 日 ～平成 31 年 3 月 28 日	43 名

とちぎ労基連トピックス③

栃木県リスクアセスメント等普及促進協議会の総会・研修会を開催

令和元年 6 月 28 日（金）、栃木県リスクアセスメント等普及促進協議会令和元年度定期総会と研修会が、栃木県建設産業会館において開催されました。議事終了後、来賓としてお招きした栃木労働局健康安全課長井口恵貴様からご祝辞をいただきました。

井口健康安全課長は、ご祝辞において当協議会の活動に敬意を表された後、平成 30 年の確定した労働災害統計を示して、第 13 次労働災害防止計画の栃木労働局の達成目標である死亡者 15% 減少、負傷者 5% 減少を達成するために、特に発生頻度が高い転倒災害と墜落転落災害、切れこすれ災害の防止を訴えられ、そのために体力が低下する高齢者対策、経験の少ない若者対策、コミュニケーション不足になりがちな外国人労働者対策、近年多発する熱中症対策について、それぞれの推進に言及されました。

総会終了後、好事例発表会に移り、平成 30 年度栃木労働局長優良賞を受賞された、(株)小野測器の担当者から KYT 活動やリスクアセスメント等の取組み、安全衛生委員会活動、教育訓練等について、全員参加でゼロ災職場を目指していることが紹介されました。

※ 1 栃木県リスクアセスメント等普及促進協議会とは、リスクアセスメント等の普及促進活動を推進している 22 団体で構成され、会員相互の情報交換等を通じて、県内の事業場にリスクアセスメントの導入・定着を図ること目的に栃木労働局の指導のもとに平成 21 年 2 月に設立され、当連合会が事務局を担当しております。



全国産業安全衛生大会

会場

10月23日(水) → 25日(金)

総合集会 10月23日(水)
みやこめっせ (京都府京都市)

分科会 24日(木)、25日(金)
みやこめっせ、京都パルスプラザほか
京都市内各会場

本加費 13,200円
(10%消費税込)

総合集会 特別講演

※特別講演者が変更になりました。

おかあちゃんからもろた言葉
～NHK連続テレビ小説「カーネーション」から～



10月23日(水)
(みやこめっせ)

JUNKO KOSHINO 株式会社
デザイナー
コシノジュンコ氏

分科会 講演

継続は力なり



10月25日(金)
(みやこめっせ)

国際フェンシング連盟副会長・
公益社団法人日本フェンシング協会会長
太田 雄貴氏

同時開催 緑十字展2019 ～働く人の安心づくりフェアin京都～

日程 10月23日(水) → 25日(金)
会場 京都パルスプラザ 入場無料

主催：中央労働災害防止協会 協力：公益社団法人京都労働基準協会
協賛：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
林業・木材製造業労働災害防止協会、各都道府県労働基準協会（連合会）
後援：厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO駐日事務所、京都府、京都市、
一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、
京都経営者協会、京都商工会議所、京都府商工会議所連合会、京都府商工会連合会、
京都府中小企業団体中央会、公益社団法人関西経済連合会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、
公益社団法人日本保安用品協会、日本労働組合総連合会京都府連合会、一般社団法人京都府医師会、
京都府社会保険労務士会、京都府労働組合総評議会（順不同）

全ての働く人々に安全・健康を ～ Safe Work, Safe Life ～

JISHA 中災防



お問合せ先 中央労働災害防止協会 教育推進部 イベント事業課
☎03-3452-6402 e-mail: taikai@jisha.or.jp

栃木労働局からの要請・依頼の概要

(番号は年度の通し番号)

- ① 31年4月9日付け 栃木労働局長
(趣旨)「設計技術者・生産技術管理者に対する機械安全・機能安全に係る教育について」周知依頼
- ② 31年4月9日付け 栃木労働局長
(趣旨)「設計技術者・生産技術管理者に対する機械安全・機能安全に係る教育に関し留意すべき事項について」周知依頼
- ③ 31年4月9日付け 栃木労働局長
(趣旨)「平成31年度全国安全週間の実施について」周知活動依頼
- ④ 31年4月10日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨)「労働安全衛生規則の一部を改正(伐木作業の安全確保)する法律」の周知依頼
- ⑤ 31年4月10日付け 栃木労働局長
(趣旨)「リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」周知依頼
- ⑥ 31年4月11日付け 栃木労働局長
(趣旨)「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの改訂について」周知依頼
- ⑦ 31年4月25日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨)「吸入性粉じん等による呼吸器疾患の防止について」周知要請依頼
- ⑧ 元年5月22日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨)「平成30年職場における熱中症の発生状況(確定値)等について」周知依頼
- ⑨ 元年5月23日付け 栃木労働局健康安全課長
(趣旨)「令和元年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の周知協力依頼
- ⑩ 元年5月24日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨)「実技教育を伴う特別教育における安全衛生の点検について」実施要請
- ⑪ 元年5月28日付け 栃木労働局長
(趣旨)「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行」について周知依頼
- ⑫ 元年5月31日付け 栃木労働局健康安全課長
(趣旨)「保健衛生業及び陸上貨物運送事業に対する腰痛予防対策講習会について」周知依頼
- ⑬ 元年6月5日付け 栃木労働局長
(趣旨)「平成31年度全国安全週間準備期間における具体的な取組について」取組要請
- ⑭ 元年6月7日付け 栃木労働局長
(趣旨)「令和元年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの実施について」周知方協力依頼
- ⑮ 元年6月24日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨)「転倒災害の防止に向けた取組について」協力依頼
- ⑯ 元年6月26日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨)「全国産業安全衛生大会の開催」への参加勧奨と協力依頼
- ⑰ 元年6月28日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨)「夏季における労働者の熱中症予防対策の推進について」周知啓発依頼
- ⑱ 元年7月2日付け 栃木労働局長
(趣旨)「変異原性が認められた化学物質の取り扱いについて」周知依頼
- ⑲ 元年7月5日付け 栃木労働局長
(趣旨)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の策定について周知依頼
- ⑳ 元年7月17日付け 栃木労働局長
(趣旨)「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」の推進について協力要請
- ㉑ 元年7月22日付け 栃木労働局長
(趣旨)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」について周知依頼
- ㉒ 元年7月23日付け 栃木労働局長
(趣旨)「夏季における年次有給休暇の取得促進について」周知広報依頼
- ㉓ 元年7月23日付け 栃木労働局健康安全課長
(趣旨)「科目が省略された特別教育の実施に係る林業・木材製造業労働災害防止協会からの通知」について情報提供
- ㉔ 元年7月30日付け 栃木労働局長
(趣旨)「初歩からの働き方改革セミナー」の案内と周知依頼

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 9月11日(水) 宇都宮地区労働衛生大会
宇都宮市文化会館小ホール
- ② 9月20日(金)～21日(土) 動力プレス特別教育
㈱クボタ宇都宮工場、モリテックスチール(株)宇都宮工場
- ③ 10月2日(水)
安全衛生優良事業場視察研修&栃木地方産業安全衛生大会
花王(株)栃木工場、宇都宮市文化会館小ホール
- ④ 10月4日(金)～5日(土)
産業用ロボット教示・検査特別教育
㈱クボタ宇都宮工場
- ⑤ 10月18日(金) 理事会・総務部会
宇都宮市文化会館会議室
- ⑥ 10月23日(水)～25日(金)
全国産業安全衛生大会 京都市
じん肺健康診断 清原工業団地管理センター
- ⑦ 10月29日(火)
宇都宮地区THP推進協議会あるけ・あるけ実践運動
真岡市・井頭公園
- ⑧ 11月2日(土)
宇都宮地区THP推進協議会あるけ・あるけ実践運動
真岡市・井頭公園
- ⑨ 11月5日(火)～8日(金)
特殊健康診断(巡回)
全日本労働福祉協会
- ⑩ 11月12日(火) リスクアセスメント実務研修
栃木県護国会館
- ⑪ 11月18日(月) 永年勤続従業員表彰式
コンセーレ

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 9月6日(金) 第2回役員会・理事会
足利市民プラザ
- 同日 労働衛生研修会 足利市民プラザ
- ② 9月7日(土)～8日(日)
5トン未満クレーン作業特別教育
オグラ金属(株)
- ③ 9月10日(火) 労働衛生部会(衛生標語審査)
地場産センター
- ④ 9月14日(土)～15日(日) 第1回職長教育
足利市民プラザ
- ⑤ 10月2日(水) 栃木地方産業安全衛生大会
宇都宮市文化会館
- ⑥ 10月5日(土) 研削といし特別教育
足利市民プラザ
- ⑦ 10月12日(土) 足利地区THP推進協議会ウォーキング大会
七福神めぐり
- ⑧ 10月19日(土) フォークリフト再教育
わたらせ技能講習センター
- ⑨ 10月26日(土) 粉じん作業特別教育
足利市民プラザ
- ⑩ 11月22日(金) 足利地区産業安全衛生大会
足利市民プラザ
- ⑪ 11月30日(土) リスクアセスメント実務研修
足利市民プラザ

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 9月6日(金) 衛生管理研修会
栃木市栃木文化会館小ホール
- ② 9月11日(水)～12日(木)
産業用ロボット特別教育
栃木商工会議所
- ③ 10月2日(水)
優良事業場見学会及び栃木地方産業安全衛生大会
宇都宮市文化会館他
- ④ 10月12日(土)
栃木地区THP推進協議会主催ウォーキング大会
みかも山公園
- ⑤ 10月16日(水) 粉じん作業特別教育
栃木商工会議所
- ⑥ 11月7日(木) 職長等能力向上教育
栃木商工会議所
- ⑦ 11月21日(木) 第3回理事会
栃木市栃木文化会館会議室
- ⑧ 11月21日(木) 栃木地区産業安全衛生大会
栃木市栃木文化会館小ホール

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 9月5日(木)
第28回佐野地区産業安全衛生大会合同役員会
佐野市勤労者会館
- ② 9月12日(木) 全国労働衛生週間準備説明会
佐野市勤労者会館
- ③ 10月2日(水) 栃木地方産業安全衛生大会
宇都宮市文化会館小ホール
- ④ 10月8日(火) 標語審査会・第2回理事会
佐野市勤労者会館
- ⑤ 10月8日(火) 佐野地区THP推進協議会役員会
佐野市勤労者会館
- ⑥ 10月16日(水)～18日(金)
玉掛技能講習 佐野市勤労者会館他
- ⑦ 10月19日(土) 佐野地区THP(ウォーキング大会)
みかも山公園
- ⑧ 10月23日(水)～25日(金) 全国大会
京都府京都市
- ⑨ 11月6日(水) 第28回佐野地区産業安全衛生大会実行委員会
佐野市勤労者会館
- ⑩ 11月26日(火) 第28回佐野地区産業安全衛生大会
佐野市文化会館小ホール
- ⑪ 11月27日(水)～28日(木)
有機溶剤作業主任者技能講習
足利市民プラザ301号室

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 9月12日(木) 全国労働衛生週間準備説明会
鹿沼市職業訓練センター
- ② 9月18日(水) リスクアセスメント担当者研修
鹿沼市職業訓練センター
- ③ 10月2日(水) 優良事業場見学研修
栃木地方産業安全衛生大会
宇都宮市文化会館
- ④ 10月16日(水)～17日(木) 職長教育
鹿沼市職業訓練センター
- ⑤ 10月23日(水)～25日(金) 全国安全衛生大会
京都市
- ⑥ 11月8日(金) 鹿沼地区産業安全衛生大会
㈱福田屋百貨店鹿沼店
- ⑦ 11月21日(木) 中高年齢者安全衛生教育
鹿沼市職業訓練センター

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 9月4日(水) 理事会
監督署会議室
- ② 9月11日(水) 全国労働衛生週間説明会
那須野が原ハーモニーホール
- ③ 9月26日(木) 玉掛け業務従事者安全教育
那須クレーン教習所
- ④ 10月2日(水) 事業場見学及び栃木地方産業安全衛生大会
宇都宮市
- ⑤ 10月17日(木) 塩那地区大会実行委員会
カシマ
- ⑥ 10月23日(水)～25日(金)
全国産業安全衛生大会 京都市
- ⑦ 11月8日(金) 塩那地区産業安全衛生大会
カシマ
- ⑧ 11月27日(水)～28日(木) 第2回職長教育
栃木県立県北体育館

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 9月3日(火) 全国労働衛生週間説明会
日光市大沢公民館会議室
- ② 9月3日(火)～5日(木)
床上操作式クレーン運転技能講習(那須クレーン教習所協力)
那須クレーン教習所
- ③ 9月26日(木)、27日(金)
木材加工用機械作業主任者技能講習(林災防協力)
宇都宮市
- ④ 10月2日(水)
栃木地方産業安全衛生大会・優良事業場視察
宇都宮市文化会館、鹿沼
- ⑤ 10月5日(土) 健康づくりウォーキング大会
丸山運動公園
- ⑥ 10月23日(水)～25日(金)
全国産業安全衛生大会 京都市
- ⑦ 11月11日(月) 刈払機取扱作業安全衛生教育(林災防協力)
宇都宮市
- ⑧ 11月14日(木) 日光地区産業安全衛生大会
(株)あさの
- ⑨ 11月21日(木)
自由研削といしの取替え等の業務に係る特別教育
日光市内

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 9月4日(水)～5日(木) 職長教育
真岡市公民館
- ② 9月12日(木) 全国労働衛生週間説明会
真岡市青年女性会館
- ③ 9月19日(木)
フルハーネス型安全带使用作業特別教育
真岡市公民館
- ④ 10月2日(水) 栃木地方産業安全衛生大会
宇都宮市文化会館
- ⑤ 10月19日(土) 真岡地区THPウォーキング大会
真岡第2第5工業団地内
- ⑥ 11月19日(火) 真岡地区産業安全衛生大会
フォーシーズン静風
- ⑦ 11月28日(木) 危険予知訓練研修
真岡市公民館

2019年度各種技能講習等実施計画表 (一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
9	2(月)～3(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑥	建設産業会館	6/3(月)	8/19(月)
	10(火)～11(水)	栃木KYTトレーナー研修①(中災防主催)	〃	随時	先着順
	17(火)	衛生推進者養成講習①	〃	6/17(月)	9/3(火)
	20(金)	第一種衛生管理者・模擬試験	護国会館	6/20(木)	9/6(金)
	24(火)～25(水)	乾燥設備作業主任者技能講習②	建設産業会館	6/24(月)	9/10(火)
	26(木)～27(金)	プレス機械作業主任者技能講習②	〃	6/26(水)	9/12(木)
	30(月)～10/1(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習③	〃	7/1(月)	9/17(火)
10	7(月)～8(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑦	建設産業会館	7/8(月)	9/24(火)
	16(水)～17(木)	安全衛生推進者等養成講習④(一般②)	護国会館	7/16(火)	10/3(木)
	28(月)～30(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習④	建設産業会館	7/29(月)	10/15(火)
11	5(火)～6(水)	有機溶剤作業主任者技能講習⑧	建設産業会館	8/5(月)	10/23(水)
	9(土)	出張特別試験(関東安衛技術センター主催)	宇都宮大学	別途	別途
	11(月)～12(火)	鉛作業主任者講習	建設産業会館	8/19(月)	10/28(月)
	25(月)～26(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習④	〃	8/26(月)	11/11(月)

受講申込案内

◆ 申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをダウンロードしてご利用下さい。

※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL [<http://www.tochikiren.or.jp>]

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日9:00～17:00 土日祝は休業)
〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階
TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

STOP! 転倒災害 プロジェクト in 栃木

転ぶことを軽く考えていませんか？
～いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる 転倒災害～

労働災害で最多を
占め、年々増加中!!

1

すべりやすい場所での対策

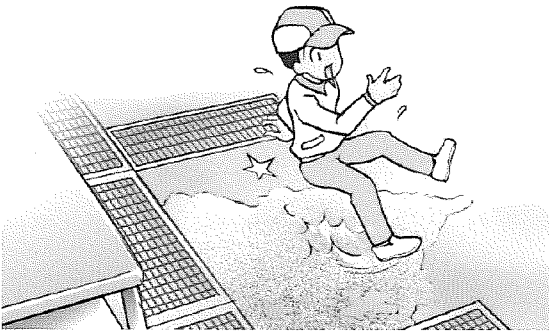
全員参加で



ゼロ災ヨシ!

- 床面を水清掃する場合など水や油を使用する場所では、床面が水や油で滑りやすくなり、転倒の危険性が非常に高くなります。
次のような点に留意して転倒災害を防止しましょう。

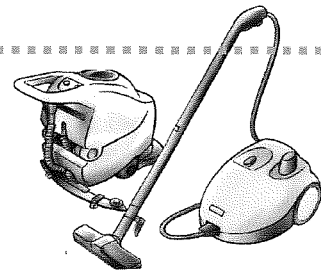
床面の施工による対策



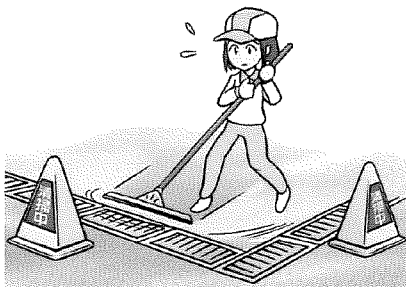
- 床材が損耗した箇所は、凹凸によって水たまりが出来、滑りやすくなるので、補修すること。
- 床材を、濡れても滑りにくい材質に更新すること。
また損耗しづらいよう丈夫な材質にすること。
- 掃除の際の水が他の区画まで流れていかないよう、排水溝を増設すること。

掃除機の選定等による対策

- 前方で床洗浄をし、後方で水を切るタイプの掃除機を導入すること。
- 余分な水の出にくい、スチームクリーナー等を導入すること。



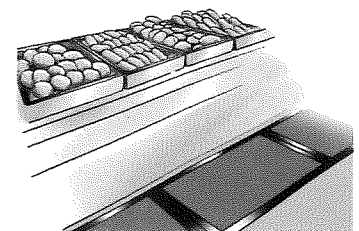
作業方法等による対策



- 転倒防止に有効（サイズ、屈曲性、重量、つま先の高さ、フィット感）な靴を履くこと。
- 排水溝のフタ等は速やかに復旧すること。
- 足元を確認しながら歩行すること。

油脂等によりすべりやすい場所における対策

- 床に油脂がたまりやすい場所は通行しないようにすること。
- 油脂等が他の場所に流れることのないよう遮断措置を講じること。
- 作業場所そのものがたまりやすい場合には、吸湿性のあるマットを敷くなどの措置を講じること。
- 定期的に清掃すること。



栃木労働局・各労働基準監督署・一般社団法人栃木県労働基準協会連合会

(栃木県労働基準協会連合会会報号外)



- 転倒災害の原因の一つに安全な通路が確保されていないことが挙げられます。整理・整頓・清潔・清掃の4S活動を進め、常に安全な通路を確保する意識づけ（しつけ）を行うこと（5S）が大切です。
- 「安全な通路の確保」は労働安全衛生規則第540条、「作業場の床面におけるつまずき、すべり等の危険の除去と安全状態の保持」は同規則第544条にも定められています。

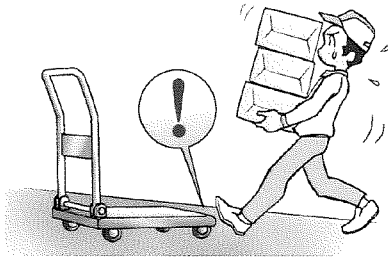
整理整頓と物の置き場所等

- 番重（コンテナ）や製品の箱等は、置き場所を定め、通行や見通しに支障のないようにすること。
- 包丁などの用具や工具を作業台の端部からはみ出して置かないようにすること。
- 積み上げ高さの上限を定め、崩壊・倒壊のおそれのないようにすること。

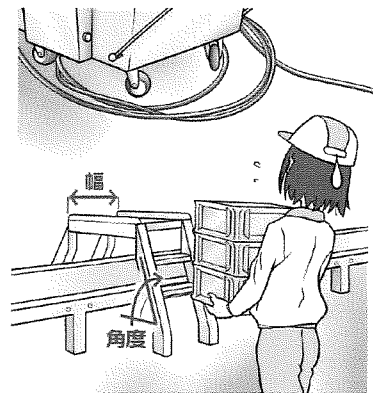


特に転倒原因になりやすい物

- （カゴ）台車類は、足をかけた際に転倒の原因となりやすいので、仮置き場所を区画表示などで指定し、通行の妨げとならないようにすること。
- 機械類の電気コードは、つまずきの原因となりやすいので、固定または、通行の妨げとならないように配線をする。特に可動式の機械類の電気コードの配線に留意すること。

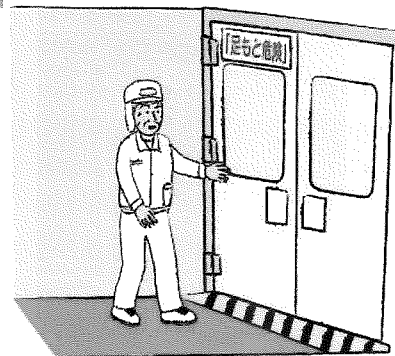


- コンベア類をまたぐための渡り階段については、荷物の運搬も考慮の上、通行に十分な横幅と通行しやすい傾斜角度を確保すること。また、手すりの設置等、墜落・転落の防止措置を講ずること。



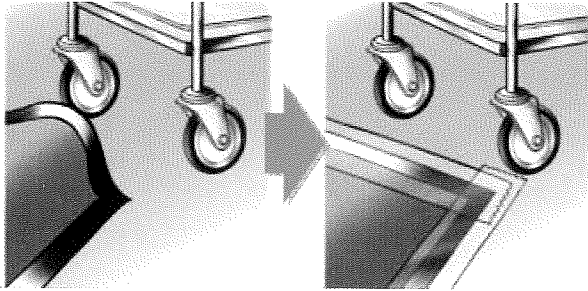
段差によるつまずき災害対策

- 段差によるつまずき災害を防止するためには、段差そのものをなくすることが何よりですが、それができない場合には、段差に三角スロープを設置し、スロープを黄色と黒の縞模様に塗装し、他の床面と明確に区別すること。





足拭きマットへのつまずきに注意しましょう。



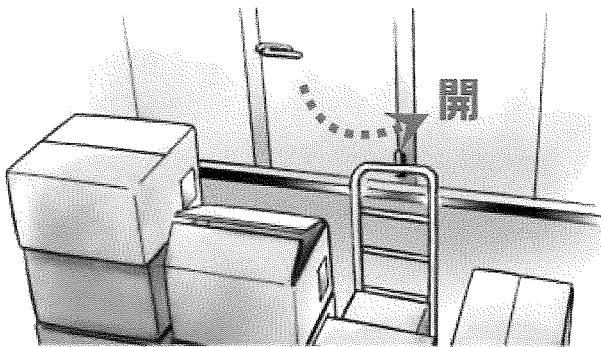
- 足拭きマットは油脂等を吸収してくれる反面、つまずきやすく、転倒災害の原因になりがちです。
- 特に波打った状態のマットは、足やカートの車輪等をつまずかせる原因になります。
- マットの周囲をテープで固定するなど、つまずき防止の対策を行いましょう。

スイングドア付近の出会い頭に注意しましょう。



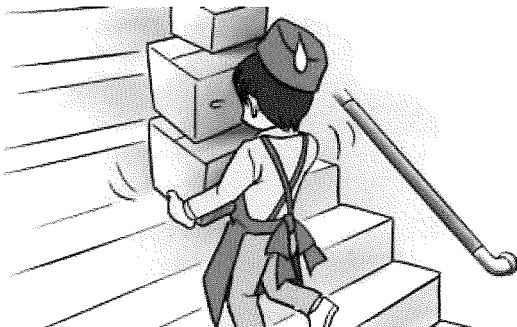
- スイングドアの付近は出会い頭の衝突を招きやすく、転倒災害の原因になりがちです。
- スイングドア自体を無くし、自動ドアに変える、あるいは窓を付けてドアの反対側を確認できるようにする等、できるだけ設備的な対策を講じましよう。
- 「左側通行」、「右側通行」等のルールを定める場合は、できるだけ統一のものにしましよう。また注意喚起の表示方法等もわかり易く統一し、守りやすいものにしましよう。

扉前のスペースを確保しましよう。



- 冷蔵庫の前やトイレなど出入口が開き戸の場合、通行者や人との接触の恐れが高くなります。
- 扉を開く面積が少なくてすむ「引き戸」に交換するなどの方法がもっとも確実です。
- これらが行えない場合は、整理整頓をし、出入口などの扉前のスペースを十分確保しましよう。
- 出入り口など扉の目に入りやすい位置に、目立つように「扉開閉注意」、床面に開閉面積の図示など注意喚起の表示をしましよう!

階段からの転落に注意しましよう。



- 階段から転落する災害はとても多く、一向に後を絶ちません。
- 前方や足元が見えなくなるような荷物の持ち方をしないようにしましよう。
- 走らず、手すりを持って昇降しましよう。



点検・チェックしてみましょう。

点検・チェック項目一覧

1 各作業場所・ラインについて

- 通路、階段、出口に物を放置せず、安全な通路が確保されていますか？
- こまめに床の水たまりや氷、油、粉類などを放置せず、その都度取り除いていますか？
- 安全に移動できるように十分な明るさ照度（明るい照明）が確保されていますか？
- ごみ箱や台車などが決められた場所に、決められた方法で置かれていますか？
- つまずき、すべり等転倒の危険のない状態に保持されていますか？
- 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうどよいサイズのものを選んで履かせていますか？
- ゴムマットなど床面に設置した物がめくれたり、用具が作業台からはみ出した箇所や排水溝のフタなどが開けたままで放置されていませんか？

2 安全教育の実施について

- ヒヤリハット情報などを活用し、ぬれている箇所や、階段・段差、片づけられていない場所などの転倒のおそれの高い場所などを示した危険マップを作成し、周知していますか？
- 廊下や階段を走らない、前方が見えなくなるような荷物の持ち方をしないなどの不安全行動をしないよう教育されていますか？
- 脚立やはしごに乗っての荷の取り降ろしは補助者と一緒に行わせていますか？
- ポケットに手を入れたまま歩いたり、ながら携帯や歩きスマホを禁止していますか？
- 作業者の後方を通行する場合、お声がけをするよう教育されていますか？
- ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れてますか？
- 厚生労働省の転倒災害防止用の視聴覚教材などを活用した教育を実施していますか？

3 不安全行動の撲滅について

- 事業主、安全スタッフ、責任者自ら安全行動を実践されていますか？
- 不安全行動を見つけた場合、その場で注意していますか？
- 不安全行動をしない、させないための対策を講じていますか？

4 安全意識の高揚について

- 「小走りをやめ、足元に注意して転倒災害をなくそう！」など、作業場内の目立つ場所に転倒災害防止のための「安全標語」などが掲げられていますか？
- 段差のある箇所や凹凸が生じた箇所、滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか？
- 全員が安全活動に参画していますか？

こちらも
ご覧ください

- 職場のあんぜんサイト ⇒ STOP転倒災害プロジェクト
- 厚生労働省 転倒災害防止対策 ●エイジアクション100
- 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動
- 転倒・腰痛防止用視聴覚教材

検索